

2020年11月12日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副 団 長 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

副幹事長 大橋 沙織

政調会長 吉田 英策

## 2021年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

### はじめに

本県はいまだ県発表だけでも3万7千人もの避難者を抱え、時間の経過とともに変化し複雑化する原発事故の被害の中で大震災・原発事故から丸10年の節目を迎えようとしています。福島第一原発事故をめぐり、全国最大の3,600人の原告を擁する「生業訴訟」の仙台高裁判決は9月30日、津波の襲来を予見できたのに、対策を講じなかった国に対し、東京電力と同等の責任を認めました。国は判決を真剣に受け止め、被害救済に責任を果たすとともに、原発に固執する政策を根本から改めるべきです。

9月16日、安倍政権を継承する菅政権が発足、10月26日臨時国会が開会しました。国民の批判が集中している日本学術会議への人事介入問題は、どの世論調査でも、説明責任が不十分だという回答が圧倒的多数です。首相による任命拒否は、過去の政府の国会答弁を覆し、日本学術会議法に違反するとともに、憲法が保障する学問の自由や思想・良心、表現の自由を根本から揺るがすものであり、任命拒否を撤回させることが不可欠です。

また、コロナ禍でかつてない困難に直面している国民に「自助」を強調し「自己責任」を押し付ける冷たい姿勢があらわです。コロナの感染拡大は収束のめどが立っておらず、暮らしと経済は危機的な状況で、民間調査会社の調査では、コロナ収束が長引いた場合、廃業の危機にひんすることになる中小企業が30万を超えるという結果が出ています。雇用者数もコロナ前に比べて100万人を超える規模で急激に減っており、リーマン・ショック時を上回る過去最悪の雇用危機が進んでいます。こうした事業と雇用の危機打開のためには、雇用調整助成金の特例措置の継続や持続化給付金の再給付など直接支援の継続と強化、消費税の5%への減税と納入免除など、必要なあらゆる手だてをとることが急務です。

「脱炭素」の国際的な潮流が加速する中、菅首相は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを表明、ようやく国際標準の目標を掲げました。実質ゼロの目標を掲げた以上、エネルギーをはじめ従来の政策を根本から転換することが必要ですが、梶山経産相は「今

後 10 年間は原発再稼働に全精力を注ぐ」（「日経」14 日付）と明言、原発も、石炭火発も維持する方向です。再生可能エネルギーの比率を大幅に引き上げ、エネルギー基本計画を見直すべきです。

10/24 核兵器禁止条約が、発効に必要な 50 カ国・地域の批准を達成しました。史上初めて核兵器を違法化する国際条約が 2021 年 1 月 22 日に始動します。唯一の戦争被爆国である日本は速やかに条約の署名・批准をすべきです。

2021 年度政府予算案の軍事費概算要求が、過去最大の 5 兆 5 千億円計上されました。軍事費は 2012 年末の第 2 次安倍政権発足以来、8 年連続で増額され、6 年連続で過去最大を更新しています。今やるべきは、軍拡路線ではなく軍縮の方向に舵を切り、コロナ禍に苦しむ国民の暮らしや生業支援に予算を回すことです。来るべき総選挙では市民と野党の共闘で政権交代を実現し、あらゆる問題で国民との矛盾を深める自民党・公明党政治から転換をめざす決意です。

東日本大震災と原発事故から 10 年、新型コロナ危機が継続する新年度は、知事がこうした強権政治と正面から対峙することなしには、県民のいのちとくらしは守れません。県民のくらしが大変になっている今こそ、イノベ構想中心の県政運営ではなく、ケアに手厚い県政となるよう、原発事故直後に策定した県の復興計画に立ち返ることを求めるものです。

以上の観点から、本県の来年度予算編成にあたって以下の項目の実現を求めます。

## 一、2021 年度県予算編成方針について

- 1、新型コロナ危機による影響は、あらゆる分野に及び、政治のあり方が根本から問われている。県民のいのちとくらしを優先し、各部署の事業計画を見直し、ケアに手厚い県政とするため医療・介護・福祉の予算を大幅に拡充すること。
- 2、新型コロナ感染症対策を引き続き行うため、保健所・県衛生研究所の体制を強化し検査充実を図るとともに、医療体制を強化し医療機関への減収補てんを行うこと。
- 3、新型コロナ危機を受け、公立・公的医療機関の削減計画は中止を国に求めるとともに、国民の医療・介護の負担を増やす社会保障制度の改悪をやめるよう国に求めること。
- 4、中小企業の再編・淘汰をねらう菅政権に対し、日本の企業数の 99.7%、雇用の約 7 割を占める中小企業が安心して事業を継続できるよう、中小企業予算の大幅拡充を国に求め、県としても県内中小企業への独自支援を行うこと。
- 5、労働法制の規制緩和をやめさせ、人間らしく働ける雇用のルールと正規雇用を増やすよう国に求めること。
- 6、菅政権は 7 年連続で過去最高となる約 5.5 兆円の軍事費を計上し、憲法違反の「敵基地攻撃」に備えるとしているが、軍事費を削り、新型コロナ対策、社会保障、教育、中小企業予算を大幅に拡充するよう国に求めること。
- 7、原発事故から 10 年の節目を迎えるが、福島原発の事故原因の検証を行うとともに、避難

- 者支援や賠償の打ち切りをやめさせ、今後も長期に支援を継続するよう国に求めること。
- 8、気候変動の下、今後災害が頻度高く繰り返されることをふまえ、河川整備予算を抜本的に拡充し、安全・安心な県土をつくること。
  - 9、石炭火力発電を中止し、再生可能エネルギーは地域主導型、地産地消、地域分散型に転換するとともに、大規模風力・太陽光発電建設については県として規制すること。
  - 10、全国知事会が求めている新型コロナ対策として、1クラス20人程度の少人数学級を実現すること。そのために必要な正規教員を配置できるよう国に求め、県も独自に進めること。
  - 11、原発事故や台風災害、新型コロナ対応など、県民が置かれている厳しい現状に照らし、正規の県職員を大幅に増員すること。

## 二、新型コロナウイルス感染症から県民のいのちと暮らし、生業を守る県政を

### (1) 検査体制の強化

- 1、PCR検査の実施件数を抜本的に拡大するために検査体制を拡充、強化すること。
- 2、県の衛生研究所の体制を拡充するとともに、コロナ感染拡大に対応できるよう施設の拡充を図ること。
- 3、保健所体制の拡充、特に臨床検査技師を配置し、地域でPCR検査が行えるようにするとともに、大規模検査に対応できる検査機器を県として導入すること。

### (2) 医療体制の強化と支援の拡充を

- 1、コロナ感染による死亡者が6人となった事態を重く受け止め、重症者、死亡者の事例について必要な情報を公開し、治療にも活かすこと。
- 2、今後の感染拡大にも対応できるよう、重症者の集中治療用ベッドは余裕をもって確保すること。
- 3、コロナ感染の重症者でエクモ装置使用が必要となった場合に、医療圏ごとに対応できるよう、人的配置を含めた体制を整備すること。
- 4、コロナ感染者を受け入れていなかった医療機関でも、患者の受診控えで医療収入が減少し経営が悪化している。地域医療を守る観点から経営支援を国に求めるとともに、県としての支援策を早急に講じること。
- 5、コロナ感染者を積極的に受け入れてきた公的医療機関の統廃合は行わず、医療機関のベッド削減を進める地域医療構想は見直すよう国に求めるとともに、県としても地域医療構想を見直すこと。
- 6、コロナ禍により経営維持のため医療機関が資金の借入れを行う際に、ベッド削減につながるような条件は付さないよう国に求めること。

### (3) 暮らし、雇用、地域経済を守ることについて

- 1、雇用調整助成金及び労働者が直接申請できる休業支援金について、来年1月以降も延長するよう国に求めること。また、県として制度の周知を図ること。
- 2、各分野で経済活動が停滞しており、事業継続が困難な事業者に対して、国の持続化給付金を再度支給するよう国に求めること。
- 3、生活困窮者への生活福祉資金の特例貸し付け延長を国に求めるとともに、住居確保給付金制度の周知を図ること。
- 4、リーマン・ショック以上の雇用危機が懸念され、生活基盤を失う労働者がこれからも大量に発生することが心配されるため、ワンストップの相談窓口を各地に設置すること。
- 5、国のGoToキャンペーンが実施されているが、これらを利用する経済的余裕がない人たちに対して特別給付金の再支給を行うこと。中小事業者には直接支援を行うこと。
- 6、大学、専門学校等の学費を当面半額とするよう国に求めるとともに、県として学費を一律半額にすること。

### 三、原発ゼロの発信と安全確実な原発事故対応を

#### (1) 汚染水・廃炉・事故対応について

- 1、福島第一原発事故は、いったん事故が起きれば被害はとめどなく広がり、原発と人類は共存できないことを示した。原発事故からいのちと暮らしを守るためにも、「原発ゼロ」の実現を国に求めること。
- 2、県として国・東京電力に海洋放出反対を求めるとともに、地上でのタンク保管を継続するよう求めること。
- 3、福島第一原発の廃炉については、工程優先でなく安全・安心を最優先し作業の質の確保を求めること。
- 4、柏崎刈羽原発の再稼働は中止し、福島第一・第二原発の廃炉に集中するよう東京電力に求めること。また、東北電力の女川原発の再稼働中止を国および東北電力に求めること。
- 5、原発廃炉作業を国家プロジェクトに位置付け、作業員の被ばく・健康管理、多重下請け構造を是正し、労働者を直接雇用とすること。原発事故から9年8ヶ月、第一原発の復旧や廃炉に携わった作業員の労災認定は269件との報道があるように、厳しい環境での作業が続いている。作業員の安全、新型コロナ対策、被ばくの低減、危険手当を含めた賃金の支払いが適正に行われるよう東京電力に求めること。
- 6、県として、福島第一原発事故の事故検証委員会を設置し、検証を行うこと。
- 7、県内原発の廃炉が完了するまで、リアルタイム線量測定システムを継続するよう国に求めること。
- 8、除染で発生した除去土壌の公共事業や農地などへの再生利用は行わないこと。

#### (2) 被災者・避難自治体支援について

- 1、県内外に避難を継続する避難者の実態調査を国に求めるとともに、県としても実施すること。
- 2、国家公務員宿舎に避難する住民に対する2倍家賃請求は行わないこと。県が避難者を訴えた裁判は取り下げること。
- 3、避難者の生活はコロナ禍の下で一層困難になっていることから、住まいや生活支援を再開するよう国に求めるとともに、県として支援すること。
- 4、帰還を希望する避難者が安心して戻れるよう、徹底した除染、インフラ整備、医療、介護等のケア体制を強化すること。
- 5、避難者に対して、市町村と協力し要望を聴く機会を設けること。被災者生活再建支援制度や県営住宅家賃軽減制度等各種支援制度について周知を図り、生活を支援すること。
- 6、避難自治体住民への医療、介護等の減免を来年以降も継続するよう国に財源保障を求めること。また、固定資産価値が大きく減少しているにもかかわらず、通常課税されることから、軽減の特例措置を継続すること。
- 7、復興住宅での孤独死が増加していることから、生活相談支援員の訪問頻度を高めるとともに、住民の自治会活動を軌道に乗せるための支援を行うこと。
- 8、2020年国勢調査において、人口ゼロなど居住人口が極端に少ない避難区域の自治体について、前回と同様に、地方交付税等の特例措置を取るよう国に求めること。
- 9、住民票を移動していない避難者が、避難先でも必要な住民サービスが受けられるよう来年度以降も特例措置を継続すること。
- 10、県民健康調査を継続して実施すること。甲状腺検査については、個人の希望を尊重し強制はしないこと。
- 11、高速道路料金の減免を継続すること。

### (3)賠償について

- 1、生業裁判仙台高裁判決は、国に東京電力と同等の責任があると断罪し、指針を超える賠償を命じたことを踏まえて、国に賠償指針の見直しを求めること。
- 2、商工業者、農林業者への将来分の一括賠償方式による賠償打ち切りを許さず、今も継続する被害に対して請求通りに賠償するよう東京電力に求めること。
- 3、避難地域住民は、避難指示が解除されても帰還できない住民が多くを占め、居住率は事故前の3割に留まっている。賠償打ち切りによって生活も困窮していることから、避難の実態に即して賠償を再開するよう求めること。
- 4、ふるさと喪失慰謝料は帰還困難区域にしか適用されていないが、長期化する避難の実態に即して対象区域を拡大すること。
- 5、原発事故による賠償の時効を再延長する法整備を国に求めること。
- 6、県の原子力損害対策協議会全体会議を開催し、国と東京電力に直接要望する機会をつくる

こと。

#### 四、イノベーション・コースト構想中心の復興のあり方は見直しを

- 1、震災原発事故から10年、大型事業中心から環境の回復、被災した住民に寄り添った生活インフラの整備や生業の再建を中心にした復興に切り替えること。
- 2、廃炉事業などに地元企業が参入できるようにすること。
- 3、今後、イノベ構想の中心事業に位置付けられる国際教育研究拠点施設は、被災者・地元企業置き去りで、中央財界が進める産業人材育成の拠点にされようとしていることから中止も含めた見直しを求めること。
- 4、再生可能エネルギーは、メガ発電を転換し小規模な技術開発を推進すること。阿武隈山地で進められる阿武隈高原風力発電構想は、地形の改変など環境に大きな負荷を伴うものであり中止すること。
- 5、東日本大震災・原子力災害伝承館の展示は、国・東京電力の責任も明らかにする展示とし、被災者、県民の実相を発信する施設とすること。他県にはない原発事故との複合災害の実相を発信するにふさわしい施設となるよう、見学者の意見に真摯に耳を傾け、見直し時期を待つことなく展示内容の改善を図ること。

#### 五、異常気象による大規模災害から県民のいのちを守る県土づくりを

##### (1) 地球温暖化対策の取り組みについて

- 1、県としてCO<sub>2</sub>排出ゼロ宣言を行い、実現に向けた計画を策定すること。
- 2、当面、県の地球温暖化対策計画の実現のため、実効性のある取り組みを行うこと。
- 3、温室効果ガス排出量のカウント方法は、間接排出量から直接排出量に改めるよう国に求めること。
- 4、省エネの推進に向けて、省エネ住宅建設への助成を拡充すること。
- 5、再生可能エネルギーを抜本的に拡大するため、県の太陽光発電設備に対する補助額を増額すること。
- 6、家庭用蓄電システムの普及のために、補助金額の引上げを行うこと。
- 7、来年の国のエネルギー基本計画見直しに当たり、石炭火発、原発から脱却し、再生可能エネルギーの大幅拡充を基本とするよう求めること。
- 8、三大明神風力発電をはじめ県内各地で住民の反対運動が起きているメガ発電は中止を求めること。また自然環境・生活環境の破壊や生態系への悪影響が大きいメガ発電を規制するルールをつくること。

##### (2) 災害対策について

- 1、昨年の台風被害の第三者委員会提言の実現に向け、本格的な取り組みを進めること。

- 2、適切な避難指示の発令、避難誘導のため、県のリエゾン派遣は災害が想定される早期の段階で行ない、市町村と一体で進めること。
- 3、災害時の要支援者を事前に把握し避難時に必要な支援策が適切に取れるようにすること。そのために、必要な個人情報地域で共有できる仕組みの構築を国に求めること。
- 4、市町村を支援し、河川ごとの避難のタイムラインを設定すること。
- 5、消防職員の増員を図るよう市町村を支援することはもとより、避難所運営等を担う市町村職員定数の増員が図られるよう、国に定数管理の中止を求めること。
- 6、堤防強化など河川改修を促進するとともに、日常的な河川管理のための維持費を十分確保すること。
- 7、河川氾濫などの被害を最小限に抑えるために、ダムの事前放流、遊水地や田んぼダム、強固な堤防の建設、河道掘削など流域全体での治水対策を進めること。

### (3) 避難者・被災者支援について

- 1、避難所の改善、洋式トイレ、温かい食事、ベッドを 48 時間以内には配備できるよう市町村を支援すること。避難所の増設、改善のための県の補助制度を継続すること。
- 2、避難所となる県公共施設への洋式トイレ、自家発電設備、エアコン設置を進めること。
- 3、水害の判定は、浸水の深さではなく建物の損壊程度に応じたものに変更し、再建支援につなげる。また、罹災証明発行の迅速化を図るため市町村を支援すること。
- 4、被災者生活再建支援法の最大支援金基準額を 500 万円以上に引き上げるとともに、解体なしでも半壊、一部損壊まで適用範囲を拡大すること。当面、県独自の支援制度を創設すること。
- 5、災害救助法の応急修理について、制度の周知を図るとともに、適用範囲を拡大すること。
- 6、土砂災害被災者への支援策を県として整備すること。

## 六、福祉型県づくりについて

### (1) 医療・健康増進対策について

- 1、後期高齢者医療の原則 1 割負担を 2 割に引き上げる計画に反対し、高齢者のいのちと健康を守ること。
- 2、コロナ禍を踏まえて、ベッド数を強引に削減しようとする地域医療構想、および地域医療計画の見直しを国に求めるとともに、県も計画を見直すこと。
- 3、人口比で全国平均から大幅に不足している県内の医師確保のため、全力を挙げて取り組むこと。
- 4、県立医大の医師養成定数 130 人を削減しないよう引き続き国に求めること。
- 5、急性心筋梗塞死亡率やメタボ割合等、県民健康指標が依然として全国より悪い現状を踏まえて、県民健康増進への総合的取り組みを強めること。そのためにも、保健所機能を拡充す

ること。

- 6、健康の維持に欠かせない各種健診受診率向上に向け、市町村ごとに格差が大きい検診の自己負担軽減のため、県が市町村を支援すること。
- 7、自殺者の低年齢化、女性の自殺者の増加が指摘されており、県として専門家の力も結集し自殺防止の取り組みを行うこと。
- 8、特定疾患、難病患者が居住地で必要な医療が受けられるよう、専門医の地域ごと配置を検討すること。
- 9、人工透析患者への通院交通費助成制度の補助金を拡充すること。
- 10、子どもの医療費助成制度の市町村負担を軽減するため、県が制度化しているレセプト1件1,000円負担を解消するとともに、所得制限を撤廃すること。入院を含め現物給付とすること。また、財源保障を国に求めること。

## (2) 国保事業について

- 1、高すぎる国保税を協会けんぽ並みに引き下げするため、国庫負担を抜本的引き上げるよう国に求めるとともに、県独自の軽減策を講じること。また、子育て支援策として、国保税の子どもの均等割を全額県として免除すること。
- 2、国の保険者努力支援制度による市町村への交付金削減を国は来年度から導入しようとしているが、一般会計繰り入れによるペナルティは行わないよう国に求めること。
- 3、自治体独自の現物給付による医療費助成制度に対する国の交付金削減のペナルティは課さないよう国に求めるとともに、県として市町村への財政支援を拡大すること。
- 4、国保税滞納世帯への短期保険証、資格証明書の発行は行わず、医療を受ける権利を保障するよう市町村を支援すること。
- 5、県は国保運営方針において、統一保険税方式に移行するとしているが、市町村間の平均国保税額に1.6倍の格差があり、統一化によって国保税の大幅引き上げとなる市町村が出ることから、運営方針見直しに当たっては、統一国保税方式はとらない方針を示すこと。

## (3) 介護・高齢者福祉について

- 1、圧倒的な介護人員不足を解消するため、抜本的な処遇改善を図るよう国に求めること。国の処遇改善加算の仕組みの改善を図るよう国に求めること。
- 2、予防介護を介護保険から外して市町村の総合事業に移行させたが、元の介護保険制度に戻すとともに、要介護認定者まで総合事業に移行する制度改悪は行わないよう国に求めること。
- 3、介護保険利用者の原則1割負担を2割に引き上げないよう国に求めること。
- 4、ケアプラン作成の有料化は行わないよう求めること。
- 5、特養ホーム待機者が依然1万人を超す状況を解消するため、特養ホームの増設を行うよう、市町村を支援すること。



- 6、地域の実情に合った地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村を支援すること。
- 7、高齢者が日本一元気で長生きできる福島県をつくるため、総合的な対策を講じること。
- 8、福島市等で実施しているバス・電車の高齢者無料パスを、県の制度として全県に広げるとともに、デマンドタクシー等タクシー利用に対しても県として支援を拡充すること。

#### (4) 子育て・若者支援について

- 1、全市町村への子育て世代包括支援センター設置に向け、支援を強化すること。
- 2、待機児童解消のため、県は企業主導型保育所の増設支援ではなく、認可保育所の増設に向け市町村を支援すること。
- 3、ゆとりをもって子どもの保育ができるよう認可保育所の保育士配置基準を見直すよう国に求めるとともに、県独自の支援を行うこと。また、国が保育所に支払う負担金の基準を大幅に引き上げ、保育士の処遇改善を図るとともに、複雑すぎると批判の多い処遇改善加算は、勤務年数に応じた簡易な方法に改善するよう国に求めること。
- 4、放課後児童クラブの待機児解消に向け、市町村を支援すること。支援員の処遇改善が図られるよう、国の補助基準を大幅に引き上げるよう求めるとともに、県独自の支援策を講じること。
- 5、幼児教育、保育の無償化については、給食食材費の保護者負担を無くすよう県が支援すること。
- 6、児童虐待防止に向け、自治体等の相談体制を強化すること。児童相談所の児童福祉士の国基準に基づく増員を前倒しで行うこと。中央児童相談所は早期の建て替えを行うこと。
- 7、低賃金不安定雇用の若者が半数を占める劣悪な雇用環境改善に向け、最低賃金を直ちに時給1,000円に引き上げ、1,500円を目指すよう国に求めるとともに、県独自に最賃引き上げ支援を行うこと。

#### (5) 障がい者福祉について

- 1、県が制定した障がい者関連条例を県政の各分野に活かすための取り組みを推進すること。
- 2、障がい者総合支援法の報酬基準を大幅に引き上げ、職員の処遇改善を図るよう国に求めること。
- 3、コロナ禍で障がい者施設の利用も減少し、多くの事業所で運営が困窮する事態が生じていることから、支援を国に求めるとともに県としても支援策を講じること。
- 4、就労継続支援事業所の作業受注の減少が支払い工賃の減少となり、事業所の報酬基準にも連動するため、事業所の運営が困難をきたしている。成果主義報酬体系の見直しを国に求めるとともに、県として支援策を講じること。
- 5、障がい者施設への支援策である、障がい者施設に直接仕事を発注する障がい者優先調達法に基づく県発注量を、大幅に増やすよう各部局に通知すること。

- 6、障がい者法定雇用率が 2021 年度 0.2 ポイント引き上げられるが、県はこの達成のため今から障がい者雇用の拡大に取り組むこと。また、民間事業所についても基準を満たすよう支援すること。
- 7、視力障がい者の歩行訓練士を増員し、地元で生活訓練を受けられるようにすること。
- 8、県の手話通訳者を増員し、正規雇用にすること。
- 9、重度心身障がい者の医療費助成を現物給付とするよう市町村を支援すること。

#### (6) 住宅支援について

- 1、高齢者や子育て世代、低所得者等のための住宅セーフティネット制度の活用促進のため、県として制度を立ち上げること。
- 2、一般県民向け県営住宅の活用促進のため、修繕費を増額すること。住宅バリアフリー化に向け、県営住宅へのエレベーター設置を促進すること。また、県営住宅の風呂設備一式は県が設置すること。
- 3、生活困窮者の住居確保給付金制度の周知を図り、利用を促進すること。
- 4、県営住宅の県独自の家賃軽減制度の周知を図り利用を促進すること。

### 七、商工業振興、観光推進について

#### (1) 商工業振興について

- 1、福島県内の商工業者は、東日本大震災、原発事故による長期に及ぶ影響に加え、昨年の台風、消費税増税、そしてコロナ感染拡大と二重苦、三重苦に直面している。地域経済の主役である中小商工業者の経営と雇用を守るため、直接支援を強化するよう国に求めるとともに、県としても直接支援を強めること。
- 2、復興関連事業が減少する中で、公共事業の地元業者への優先発注に努めるとともに、より多くの事業者が直接受注できるよう分離発注をすすめること。
- 3、入札参加資格のない小規模事業者が公共事業に参加できるような仕組みづくりが、市町村では実施されているが、県としても同様の仕組みをつくること。
- 4、市町村では既に取り組みされている住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度を県として創設すること。
- 5、伊達市が誘致を進める東北最大規模の売り場面積を有するイオンは、県内の地元商店に壊滅的打撃となることは必至である。歩いて買い物ができるまちづくりを目指す県の商業まちづくり推進条例の趣旨に照らして、県は設置を認めないこと。

#### (2) 観光の振興について

- 1、国のG o T oトラベルは、高級旅館に客が集中するとの指摘が県内でも出ている。G o T oキャンペーンよりも、中小事業者を含め直接支援を行うよう国に求めること。

- 2、県内の観光は依然原発事故前の水準に回復していない。原発被災地見学ツアーは戦略的に取り組むこと。そのためにも、伝承館や環境創造センターを震災と原発事故の実相と教訓を伝える施設とするよう内容の改善・充実を図ること。
- 3、観光業者の経営を守るため、融資制度の拡充、償還の繰り延べ等あらゆる対策を講じること。

## 八、農林水産業の復興について

- 1、モモのせん孔細菌病対策について、県として農家の減収支援を行うこと。県農業総合センター果樹研究所の研究開発費を増額し、せん孔細菌病の特効薬開発や原因調査などを行うこと。今後の災害等に備え、技術や知恵を継承できる人員体制を確保すること。
- 2、肉用牛肥育経営安定交付金制度について、従来どおり都道府県ごとの地域算定方式を認め、地域の実態に合わせた制度運営とするよう国に求めること。
- 3、米の全量全袋検査について、現在の補助制度では検査継続意欲のある団体等ですら活用しにくい状態がある。補助制度の仕組みを簡素化し、希望する市町村や団体が今後も検査を継続できるようにすること。
- 4、原発事故以降、相次ぐ自然災害から農家を守るために、収入保険は白色申告者でも加入できるよう要件緩和を国に求めること。
- 5、水田は大量の水を貯める自然のダムとして位置づけ、田んぼダム事業を県として推進すること。環境保全の観点からも稲作農家への支援を強化すること。
- 6、イノシシ対策については、被害減少の実感を持っていない状況が続いていることから、管理計画を見直すこと。捕獲の担い手確保のためにも県の補助基準を引き上げ、埋設・焼却・発酵処理など、負担が少なく効果的な処分を促進すること。クマ被害対策を講じること。
- 7、豚熱のワクチン接種料について2回目以降の手数料を引き下げること。
- 8、新型コロナウイルスのパンデミックの状況を見ても、食料安定確保の観点からも家族農業を支援し、食料の自給率を上げるよう国に求めること。県として食料自給率の目標を持ち、取り組みを進めること。その際、大規模集約化だけでなく、家族農業年に呼応し、家族経営を含む多様な経営形態を支援すること。
- 9、学校給食で使用されるパン、麺類等に使われる小麦のグリホサート等残留農薬検査を実施し公表すること。
- 10、種子法に代わる条例を本県でも制定すること。種苗法改定案は、これまで農家に認められてきた自家増殖が原則禁止とされるなど、農家への新たな負担が発生する懸念があることから国に撤回・廃案を求めること。
- 11、原発事故・豪雨によって大きな被害を受け続けている福島県の農業に深刻な打撃をもたらす日米FTA交渉の中止を国に求めること。
- 12、若者の就農を総合的に支援する新規就農者支援制度を拡充し、国の支援対象とされない部

分については県独自の支援を行うこと。

- 13、国民の主食、米政策に国が責任をもって取り組むよう、農業者戸別所得補償制度の復活を国に求めること。
- 14、農地中間管理機構が行う事業については、大企業等への農地集積が優先されないよう、十分に農業委員会の意見を聴くこと。
- 15、農業従事者の被ばく低減のため、圃場一筆ごとの土壌表面汚染マップを作成し、希望者への除染を行うこと。
- 16、カシノナガキクイムシによる山のナラ枯れについて、早期に対策を講じること。改植にあたっては、山林の保水力を維持・向上させるようにすること。
- 17、里山除染を拡大すること。
- 18、原発事故の被害が続き厳しい状況にある漁業者を励まし、漁業の本格操業に向けた支援を強化すること。内水面漁業者への支援も強化すること。
- 19、航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆積土砂撤去の予算を大幅に増額すること。

## 九、一人ひとりが大切にされる教育の実現について

- 1、OECD加盟国並みに教育予算を増やすよう国に求めると共に、県としても教育予算を大幅に拡充すること。
- 2、学校給食費の補助を実施している自治体が、新型コロナ対策での実施を含め県内の7割・39市町村（来年度実施予定の天栄村を含めると40市町村）にまで広がっていることから、県事業として実施し市町村を支援すること。
- 3、小中学校と県立高校において、1クラス20人程度の少人数学級を実現すること。
- 4、正規教職員の定数を増員できるよう義務・高校の標準法の改正を国に求めること。
- 5、新型コロナ対応で、教員の負担は増えており、持ち帰り残業など教員の多忙化は解消されていないことから、中学校、県立高校の正規教職員を増員すること。
- 6、公立学校に変形労働時間制は導入しないこと。
- 7、県立高校の統廃合・再編計画を凍結し、地域の高校を守ること。
- 8、県立高校、特別支援学校の生徒の通学手段の確保と通学費補助を行うこと。
- 9、高校、大学、専門学生への給付型奨学金制度を創設するとともに、震災特例奨学金制度を継続すること。県立大学の授業料は半額に減額すること。
- 10、県立学校のエアコンは、特別教室も保護者負担をなくすとともに、避難所となる体育館にも設置すること。維持管理予算を増額すること。
- 11、真の学力につながらず、競争をあおる全国学力調査と県独自の学力調査を中止すること。
- 12、障がい児が県内どの地域でも学べるよう、伊達地区、安達地区、南会津地区の特別支援学校整備を促進すること。伊達地区特別支援学校の水害対策を講じること。安達地区特別支援

学校の高等部は、前倒しで本宮高校に併設すること。

- 13、小中学校で不登校の増加、県内いじめ認知件数が過去最多の 8,500 件となっていることをふまえ十分な対策を講じるとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは正規雇用とし、増員を図ること。
- 14、公立・私立を問わず、高校授業料無償化は、世帯収入に関わらず実質無償とするよう国に求めること。当面、私学に関しては県としてさらに上乗せし限度額を引き上げること。
- 15、県立夜間中学を設置すること。

## 十、ジェンダー平等について

- 1、男女が共に子育てしながら働き続けられる環境整備を進めるために、男女の同一労働同一賃金の実現、昇進昇格差別、採用差別、妊娠・出産への不利益の解消など労働条件改善に向け、労働局と連携し、企業への指導・援助を強めること。また、県が率先して取り組むこと。
- 2、県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性を登用すること。
- 3、圧倒的に女性が多い県の会計年度任用職員について、正規化を図ること。また、期末手当が支払われることになったが、勤務時間が短縮され日々の支給額は減少しており、年間総支給額が増えていないことから、労働者が不利益を被らないようにすること。
- 4、自営業や農業に従事する家族労働を正當に評価し、所得税法第 56 条の廃止を国に求めること。
- 5、「福島県女性のための相談支援センター」の機能と体制の強化を図り、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。
- 6、パワハラなどあらゆるハラスメントを社会から一掃するための実効性ある法整備を図るよう国に求めること。
- 7、ジェンダー平等の観点で県政のあらゆる施策を進めること。
- 8、同性カップルの権利保障をすすめるパートナーシップ条例・制度を福島県も創設すること。

## 十一、新総合計画の策定について

- 1、大震災・原発事故、台風被害に加え、新型コロナ対策をふまえ、県民の命と暮らしを守るため、ケアに手厚い県政を実現すること。
- 2、原発事故を受けた本県が掲げた県復興ビジョンの基本理念の原子力に依存しない社会をめざし、「再生可能エネルギーを推進する」、「安全・安心して子育てできる環境整備」、「健康長寿の県づくり」に立ち返り、計画を策定すること。
- 3、イノベーション・コースト構想は、被災者県民を置き去りにしないよう、避難者の声を丁寧に聴取し、生活と生業の再建・復興に資するものとなるよう、構想を見直すこと。
- 4、原発ゼロを発信し、新エネルギーよりも再生可能エネルギーを促進し、環境や人体への影

- 響が大きいメガ発電でなく地域主導型で推進し、地産地消型・地域分散型とすること。
- 5、農業の持つ多面的機能を生かすなど、第一次産業を守り発展させる観点と合わせて、気候変動、災害から県民の命と財産を守る安全・安心の県土づくりをすすめること。
  - 6、男女平等、ジェンダーの視点を県政のあらゆる分野に活かすこと。政策決定の部署に女性の視点が入るよう、女性幹部の登用を進めること。

以上